

第1期墨田区がん対策推進計画の評価

評価指標

評価	目安
A	達成している
B	目標値には達していないが改善している
C	計画策定時よりも後退している
—	実績値が取れない等

個別目標の具体的な取組

評価	目安
A	計画どおり実施している
B	実施に向けて検討している
C	実施できていない
—	廃止等で評価できない

【総合評価について】各指標の評価に事業実績の進捗を加味して、指標及び個別目標ごとに総合評価

< 評価目安 >

各指標の達成状況を A = 3点、B = 2点、C = 1点とし、平均値を算出

平均値に応じて次のとおり評価する。

2.5以上 = A 2.0以上2.5未満 = B 2.0未満 = C

に事業実績の進捗を加味して総合評価を実施

墨田区がん対策推進計画（評価）

全体目標	指標		計画策定時	(年度)	目標値	現状値	(年度)	評価	資料元
	全がん75歳未満年齢調整死亡率	男性	116.4	平成28年	104.7未満	74.7	令和4年	A	東京都ホームページ「受けよう！がん検診」
女性		54.7	49.2未満		50.2	令和4年	B		

個別目標	指標		計画策定時	(年度)	目標値	現状値	(年度)	評価	資料元
	1 科学的根拠に基づくがん予防の充実	喫煙による本人の健康への影響を理解	肺がん	95.7%	平成26年度	増加	95.0%	令和元年度	C
妊娠（胎児）への悪影響			71.3%	64.1%			令和元年度	C	
気管支喘息			66.5%	71.9%			令和元年度	A	
乳幼児・青少年の発達への悪影響			55.6%	47.7%			令和元年度	C	
肌荒れ			46.8%	-			-	-	
COPD（慢性閉塞性肺疾患）			45.7%	42.2%			令和元年度	C	
心臓病			43.5%	40.4%			令和元年度	C	
脳血管疾患			39.6%	42.2%			令和元年度	A	
その他のがん			37.1%	32.3%			令和元年度	C	
歯周病			30.5%	26.6%			令和元年度	C	
胃かいよう			17.0%	-			-	-	
受動喫煙の言葉も意味も知っている人の割合		89.9%	平成29年度	95%以上	-	-	-	がんに関する区民意識調査（平成29年度 / 令和5年度）	
未成年者の喫煙率		5.3%	平成26年度	0%	5.1%	令和元年度	B	健康に関する区民アンケート（平成26年度 / 令和元年度）	
妊娠中の喫煙率		1.4%	平成29年度	0%	1.2%	令和5年度	B	墨田区データ	
成人の喫煙率		18.2%	平成26年度	12%	14.4%	令和元年度	B	健康に関する区民アンケート（平成26年度 / 令和元年度）	
区内の受動喫煙防止対策実施施設の登録件数		175件	平成29年度	増やす	-	廃止	-	受動喫煙防止対策実施施設の登録制度	
受動喫煙防止条例の目的を認識度		-	-	100%	-	-	-	がんに関する区民意識調査（平成29年度 / 令和5年度）	
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合		男性	16.2%	平成26年度	13%以下	17.6%	令和元年度	C	健康に関する区民アンケート（平成26年度 / 令和元年度）
		女性	51.3%		6.4%以下	14.7%	令和元年度	B	
未成年者の飲酒割合		22.6%	平成26年度	0%	21.3%	令和元年度	B	健康に関する区民アンケート（平成26年度 / 令和元年度）	
1日1食以上は主食・主菜・副菜をそろえたバランスのよい食事をとる区民の割合		77.4%	平成26年度	80%	84.6%	令和元年度	A	健康に関する区民アンケート（平成26年度 / 令和元年度）	
区民の1日の野菜摂取量		252.3g	平成28年度	350g以上	261.3g	令和5年度	B	区民調査	
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合		成人男性	8,853歩	平成29年度	9,000歩以上	11,846歩	令和5年度	A	区民調査
		成人女性	7,890歩		8,500歩以上	10,515歩	令和5年度	A	
		小中学生（男子）	11,419歩		15,000歩以上	-	-	-	
		小中学生（女子）	9,381歩			-	-	-	
成人男性・女性の肥満者の割合		男性	27.3%	平成29年度	28%以下	-	-	-	がんに関する区民意識調査（平成29年度 / 令和5年度）
	女性	15.5%	20%以下		-	-	-		

墨田区がん対策推進計画（評価）

2 がん早期発見のためのがん検診の充実	指標		計画策定時	(年度)	目標値	現状値	(年度)	評価	資料元
	検診受診率	胃がん検診	33.1%	平成29年度	50%以上	50.1%	令和5年度	A	がんに関する区民意識調査（平成29年度 / 令和5年度）
		大腸がん検診	51.1%			58.0%		A	
		肺がん	47.2%			62.1%		A	
		子宮頸がん	46.1%			55.0%		A	
		乳がん	38.9%			49.8%		B	
	精密検査受診率	胃がん検診	80.5%	平成27年度	90%以上	X線77.2% 内視鏡79.4%	令和3年度	C	東京都精度管理評価事業
		大腸がん検診	43.4%			68.4%		B	
		肺がん	100%			92.2%		A	
		子宮頸がん	54.5%			89.0%		B	
乳がん		88.5%	90.8%			A			
精密検査未把握率	胃がん検診	9.4%	平成27年度	10%以下	X線3.9% 内視鏡11.8%	令和3年度	B		
	大腸がん検診	29.8%			13.7%		B		
	肺がん	0%			3.6%		A		
	子宮頸がん	39.3%			8.4%		A		
	乳がん	9.4%			6.6%		A		

3 公正が 教育に の啓蒙 の充 実 の 実 績	指標	計画策定時	(年度)	目標値	現状値	(年度)	評価	資料元
	がんについて子どもと話をしたことがある割合	45.9%	平成26年度	50.5%	50.5%	令和元年度	A	健康に関する区民アンケート（平成26年度 / 令和元年度）
	がんについての情報源	3.5%	平成29年度	3.5%	4.2%	令和5年度	A	がんに関する区民意識調査（平成29年度 / 令和5年度）

4 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築	指標	計画策定時	(年度)	目標値	現状値	(年度)	評価	資料元
	がんについて「怖いと思う」割合	86.4%	平成29年度	77.8%	—	—	—	がんに関する区民意識調査（平成29年度 / 令和5年度）
	がん相談センターの認知度	12.9%	平成29年度	14.1%	14.6%	令和5年度	A	がんに関する区民意識調査（平成29年度 / 令和5年度）
	緩和ケアの認知度（「よく知っている」の割合）	54.3%	平成29年度	59.7%	58.2%	令和5年度	B	がんに関する区民意識調査（平成29年度 / 令和5年度）
	緩和ケアについてのイメージ （「がん治療の初期から緩和ケアを受けることができる」と思う割合）	27.5%	平成29年度	30.3%	21.9%	令和5年度	C	がんに関する区民意識調査（平成29年度 / 令和5年度）
	がん在宅死の割合	22.0%	平成29年度	24.2%	35.5%	令和3年度	A	墨田の福祉・保健
	がんになった場合、仕事を継続することは難しいと思う割合	49.8%	平成29年度	44.8%	46.5%	令和5年度	B	がんに関する区民意識調査（平成29年度 / 令和5年度）

分野別施策	取組・内容	取組状況	評価				
たばこの害に関する普及啓発の推進	1	<p>-1- 広報媒体・リーフレット等を活用した効果的な普及啓発【拡充】 区報、区ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、たばこが健康に及ぼす影響について情報提供します。また、区民、飲食店向けに東京都受動喫煙防止条例の内容をまとめた映像やリーフレットを作成し、区民や区内飲食店がいつでも、正しい知識を得られるよう効果的に普及啓発を行っています。</p> <p>-1- イベント等を活用した普及啓発の実施【拡充】 区が実施する様々なイベント（がんに関する普及啓発イベント、すみだまつり・こどもまつり等）には、多くの区民が集まることから、このような機会を通じて、たばこに関する正しい知識や東京都受動喫煙防止条例等について普及啓発を行います。</p> <p>-1- 区が実施する健診（検診）事業、母子保健事業の場を活用した普及啓発の実施 区が実施している健診（若年区民健診・特定健診・成人歯科健診等）やがん検診、母子保健事業（乳幼児健診・出産準備クラス・育児相談等）等の機会を通じて、たばこが健康に及ぼす影響について普及啓発を行います。</p> <p>-1- 医療関係機関との連携による普及啓発の実施 病院、医科・歯科診療所、薬局等の医療関係機関を訪れた区民に対して、直接医療関係者が働きかけることはとても効果的なことから、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と引き続き連携を強化し、たばこが健康に及ぼす影響について普及啓発を行います。</p> <p>-1- 企業・民間団体との連携による普及啓発の実施 企業や民間団体との協働により、たばこが健康に及ぼす影響について普及啓発を行います。また、区内事業所の従業員に対しても、たばこが健康に及ぼす影響について普及啓発していきます。</p>	<p>毎年、世界禁煙デーに合わせて区報に記事を掲載しているほか、令和2年4月1日号の区報では受動喫煙対策の特集号を掲載した。また、区内飲食店向けのホームページを作成し、いつでも正しい知識を得られるような環境を整備している。</p> <p>例年、9月末頃に行っているがんに関する普及啓発イベントにてパネル展示をし、薬剤師会の協力を得て禁煙相談も行った。また、はたちのつどいにおいて、たばこに関する正しい知識を得るためのリーフレットを配布している。さらに、区内全ての飲食店に調査員が訪問し、ステッカー掲示のない店舗にステッカーやリーフレットを配布し、普及啓発を行った。</p> <p>健康診査受診者に対して配布するリーフレットに禁煙を促すトピックを掲載しているほか、妊婦の面接や乳幼児健診、成人歯科健診等の際に、たばこが健康へ及ぼす影響について普及啓発と禁煙治療に関する情報提供を行っている。</p> <p>医師会、歯科医師会、薬剤師会等と引き続き連携により、治療受診や健診等で区民に対する禁煙指導・啓発を行っている。</p> <p>すみだ健康経営支援事業と連携し、区内事業者や協会けんぽ等に対し、たばこが健康に及ぼす影響に関するパンフレット等を配布することを検討する。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>C</p>			
	2 未成年者・妊産婦への喫煙防止	2	<p>-2- 区立小学校・中学校でのたばこの害についての普及啓発【拡充】 区立小・中学校で実施しているがん教育の授業の中で、たばこが健康に及ぼす影響について引き続き普及啓発していきます。また、区立小学校高学年に配布している、たばこに関するリーフレットについては、子どもが興味をもって身近な問題として捉えられるよう、区の現状や取組等についても盛り込み、内容を充実します。</p> <p>-2- ゆりかご・すみだ事業での妊婦への禁煙指導 親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に喫煙の有無について確認し、喫煙している場合には、たばこが胎児及び妊娠・出産に及ぼす影響について説明し、禁煙指導を行います。</p> <p>-2- 各母子保健事業における切れ目ない禁煙支援 母子保健事業（出産準備クラス、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、乳幼児歯科健診、育児相談等）で、たばこが健康に及ぼす影響を伝えるとともに、禁煙支援を行います。</p> <p>-2- 妊産婦歯科健診での働きかけ 親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に配布される「妊産婦歯科健診」の受診票を使用して健診を受ける際、妊産婦本人や家族の喫煙状況を確認し、禁煙の必要性について、歯科医師会と協力して働きかけていきます。</p>	<p>区立小・中学校では保健学習でのたばこ教育と、がん教育において、たばこに含まれる有害物質とがん死亡リスクについて啓発している。また、他人のたばこの煙を吸う受動喫煙も肺がんリスクを高めることを伝えている。区が作成した小学生高学年向けリーフレットは、毎年全25校に配布している。</p> <p>妊婦面接を行っているゆりかごすみだ事業で、本人及び家族の喫煙状況を確認し、禁煙への働きかけを行っている。</p> <p>保健センターで実施している乳幼児健診等で本人及び家族の喫煙状況を確認し、必要に応じて禁煙支援を行っている。</p> <p>左記に加え、「妊産婦歯科健診」及び令和5年度開始の「育メン歯科健診」（妊産婦のパートナーを対象とする歯科健診）の案内文に、喫煙及び受動喫煙の影響や喫煙と歯周病の関係について記載し、禁煙の必要性について普及啓発している。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>		
		3 禁煙支援の推進	3	<p>-3- 禁煙外来の周知の充実 喫煙習慣の本質は「ニコチン依存症」という治療が必要な病気であることから、たばこをやめたい人に禁煙外来の必要性を周知します。</p> <p>-3- 禁煙治療費補助の実施【新規】 たばこをやめたいと思っても、ニコチンによる依存があることから、禁煙は難しいといわれています。そこで、たばこをやめたい区民がたばこをやめることができるよう医療機関や薬局で支払った禁煙外来の治療費（自己負担分）や禁煙補助剤の購入費の補助を行います。</p> <p>-3- 禁煙支援情報の充実【拡充】 禁煙を希望する区民がスムーズに区内の禁煙治療実施医療機関や禁煙サポート薬局を活用できるよう、マップを掲載した分かりやすいリーフレットの作成や区ホームページ等での情報発信を行います。</p> <p>-3- 歯科診療所における禁煙支援体制の強化 歯科医師会との連携により、たばこが健康へ及ぼす影響について普及啓発を行うとともに、禁煙治療実施医療機関の周知を行います。</p> <p>-3- 薬剤師会における禁煙支援体制の強化【拡充】 薬剤師会との連携により、たばこが健康に及ぼす影響に関する普及啓発、禁煙治療実施医療機関の周知を行います。また、禁煙サポート薬局への研修等を充実させることで、禁煙に取り組んでいる区民に対し、的確な支援を行います。</p> <p>-3- 健診・保健指導における禁煙支援体制の推進 健診や保健指導の際に、喫煙している区民に対して、たばこが健康に及ぼす影響について説明します。さらに、たばこをやめたい区民に対しては具体的な禁煙指導を行います。</p> <p>-3- インターネット禁煙マラソンの活用【拡充】 禁煙に取り組む区民をサポートするため、禁煙サポートプログラム（インターネットや携帯電話のメールでアドバイスや励ましが届くサービス）が受けられる「インターネット禁煙マラソン」を引き続き活用していきます。さらに、禁煙治療費補助を受ける区民に対しては、禁煙に取り組むサポートプログラムとして活用してもらうよう働きかけます。</p>	<p>現在、一部の禁煙内服薬の供給が停止された状況があり、禁煙外来の新規受付をしていない医療機関も多い。区ホームページ・リーフレットでは受付可能な医療機関の情報を掲載している。令和5年度：5か所（保険診療3 / 保険外2）</p> <p>禁煙にかかる医療機関での医療費や薬剤費（自己負担分）、薬局で支払った禁煙補助剤の購入費を対象にした、補助事業を令和元年度から開始した。治療開始前または治療中に登録手続きをし、禁煙治療後に補助申請が必要。自己負担分の1/2（上限1万円）を補助している。</p> <p>禁煙医療費補助の案内リーフレットに、墨田区禁煙支援マップを掲載し、禁煙外来実施医療機関、禁煙サポート薬局の情報を掲載して、各所で配布している。また、区ホームページでも同様の情報を提供している。</p> <p>喫煙者に対して成人歯科検診や治療受診の際に、たばこが健康へ及ぼす影響について普及啓発と禁煙治療に関する情報提供を行っている。</p> <p>薬局での禁煙啓発指導及び、禁煙医療費補助制度等の周知を行っているほか、「がん対策アクション&ピンクリボン」等のイベントにおいて、希望する来場者に禁煙相談ができる体制をとってもらっている。禁煙サポート薬局に向けた研修では、区職員が現在の健康課題と取組を講和し、支援に役立ててもらっている。</p> <p>区が実施する特定健診・保健指導等の際に、喫煙状況の聞き取りを行い、禁煙を希望する際には各種情報の提供と禁煙指導を行っている。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	
			4 受動喫煙防止対策の充実	4	<p>-4- 飲食店における禁煙支援【新規】 各飲食店の受動喫煙対策の状況について店頭表示ができるよう、区で「禁煙・喫煙ステッカー」を作成し配布します。また、飲食店が禁煙対策を行う際の相談を行います。</p> <p>-4- 受動喫煙防止対策実施施設登録制度の推進【拡充】 東京都受動喫煙防止条例の内容を踏まえ、現行の受動喫煙防止対策実施施設登録制度の見直しを行います。また、制度の周知を行うとともに、施設への働きかけを行い、登録施設を増やします。また、登録施設を区ホームページにおいて公表していきます。</p> <p>-4- 路上喫煙防止対策の推進 受動喫煙防止対策としては、路上喫煙の防止という視点も重要となります。路上における喫煙マナーの向上とまちの美化促進を図るため、引き続き路上喫煙防止の取組を推進します。</p>	<p>東京都が作成している禁煙・喫煙ステッカーを区役所窓口で配布し、相談も受け付けている。また、周知のため、区内の全飲食店へステッカー掲示を促すDMを送付している。（令和4年度、5年度）</p> <p>受動喫煙防止対策実施施設登録制度については、東京都受動喫煙防止条例の施行に伴い、見直しを図った結果、令和元年度をもって制度を廃止した。</p> <p>区民から路上喫煙に関する通報があった際に、地域活動推進課と協力し、路上喫煙防止の取組を推進している。</p>	<p>A</p> <p>-</p> <p>A</p>

分野別施策		取組・内容	取組状況	評価
がんを 取組 進め るた めの その 他の 生活 習慣 に関	1 飲酒	- がんを遠ざける生活習慣に関する普及啓発 過度の飲酒ががんのリスクを上げることや、適切な食事内容・食事量・バランスに関すること、身体活動の必要性や肥満・やせの危険性等について、区ホームページやリーフレット、イベント等の機会を活用して普及啓発を行います。	様々な区内のイベント等において、チラシやポスター等を活用し、生活習慣病を予防するための適切な生活習慣の普及啓発を行っている。	A
	2 食生活	- 健診・保健指導事業における個別指導の実施 区が実施する健康診査（特定健診等）やそれに付随（ふずい）する個別指導の機会を通じて、がんを遠ざけるための生活習慣に関する情報提供を行います。また、受診者の健康問題や生活習慣の状態に応じて、がんの予防の視点も踏まえた上で生活習慣改善の必要性について働きかけ、行動変容を促していきます。	特定健康診査や75歳以上の健康診査、生活習慣病予防健康診査及び若年区民健康診査といった区が実施している各種健康診査の受診者に対し、生活習慣の重要性を掲載したパンフレットを配布している。また、検診結果の説明とともに、医師から必要に応じた生活習慣の情報提供もしている。	A
	3 身体活動	- 「がん教育」の場における、がんを遠ざける生活習慣の普及啓発 未成年者が飲酒をしないよう、また、正しい生活習慣を身につけ、生涯にわたって健康的な生活を送れるよう、「がん教育」において、がんを遠ざける生活習慣について啓発していきます。	がん教育の教材の中で、飲酒、喫煙や食生活、運動など、がんの予防につながる生活習慣について啓発を行っている。	A
	4 適正体重の維持	- がんの予防の視点を取り入れた食生活の推進 がんの予防の視点を取り入れながら、正しい食生活の重要性について、引き続き普及啓発していきます。また、学校・病院・福祉施設等の特定給食施設においても、がんや生活習慣病を予防するための視点を取り入れるよう働きかけと支援を行っています。	区民、給食施設向けに行う各講習会やイベント等において、がんや生活習慣病を予防するための適切な食事について普及啓発や支援を行っている。	A
		- 「すみだ健康づくり総合計画」に基づく取組の推進 「すみだ健康づくり総合計画」に基づき、健康増進事業や地域での健康づくりの取組の中で、がんを遠ざけるための生活習慣についての情報提供を行います。また、区民が運動習慣を身につけるためのきっかけづくりを行っています。	区民の健康寿命の延伸を目指し、1週間の平均歩数を測定する「すみだ1ウィーク・ウォーク」を実施しているほか、毎年、区内のウォーキングコースを紹介するマップを作成している。また、地域の様々なイベント等で区民健康体操の普及に取り組んでいるなど、運動習慣を身に付けるきっかけづくりを行っている。	A
ウ ィ ル ス に 対 す る 細 菌 の 感 染 に 起 因 す		- 肝炎ウイルス検診の実施 ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療につなげるため、区民に正しい知識の普及啓発を行います。また、肝炎ウイルス検診を受けていない区民に対して受診を推奨（すいしょう）し、陽性者に対する精密検査の受診勧奨（かんしょう）を実施します。	肝がんにつながる可能性のあるウイルス性肝炎の早期発見のため、16歳以上の区民を対象に肝炎ウイルス検診を実施している。特定健康診査等の受診票に検診の案内を同封するなど、幅広く受診勧奨を行っているほか、陽性者には精密検査の案内を送付するなど、受診勧奨を行っている。	A
		- HPV感染の予防対策 HPVに感染する前に予防ワクチンを接種することで、一部のHPV感染を防ぐことはできますが、全ての子宮頸がんを予防できるわけではないため、接種後も定期的ながん検診を受けてもらうよう啓発します。また、子宮頸がん予防ワクチンについては、国において今後の取り扱いが検討されているため、国の動向を注視していきます。	令和4年度より積極的勧奨（予診票の個別送付や広報などでの周知の取り組み）を再開し、定期予防接種を実施している。また、積極的な勧奨の差し控えにより、接種の機会を逃してしまった対象者の方へキャッチアップ接種も行っている。	A
		- HTLV-1対策 主な感染経路が母乳を介した母子感染であるため、妊婦健康診査の項目として実施していきます。妊婦が妊婦健康診査の際に確実に検査ができるよう、親子健康手帳（母子健康手帳）発行時等に検査の必要性等を説明していきます。	妊婦健診のうち、助成対象の1つの項目として受診票を発行している。引き続き、親子健康手帳を発行する際、併せて、健診の受診票を発行し、積極的な受診を促している。	A
		- ヘリコバクター・ピロリ菌に起因するがん予防 国において、ピロリ菌の除菌に対する胃がん発症予防の有効性について検討しているため、区は国や都の動きを踏まえて対応していきます。	胃がん対策の一環として、平成20年度から、ピロリ菌の感染を検査する「胃がんリスク検査」を試行的に実施している。効果検証を進め、医師会と協議のうえ、引き続き、事業の方向性を検討していく。	B

分野別施策	取組・内容	取組状況	評価
1 科学的根拠に基づくがん検診の実施	<p>-1- 胃内視鏡検査の導入【新規】 国の指針では、胃内視鏡検査が実施方法の1つとして推奨されていますが、2018（平成30）年度現在、区の胃がん検診としては実施していません。そのため、実施機関の受入体制や受診者数の検証等、実施体制を十分に整えた上で、胃部エックス線検査に加え、胃内視鏡検査の導入を検討します。</p>	<p>区では、令和元年度から、胃がん検診として、これまでの胃部エックス線検査に加え、胃内視鏡検査を導入。実施にあたっては、国の指針に定められているとおり、「対策型検診のための胃内視鏡検査マニュアル」を遵守し、かつ、既存の胃がん検診の二重読影会に内視鏡検査の症例を含む体制を整備したほか、胃内視鏡検査運営委員会を立ち上げ、適宜、課題解決に向けた議論を進めている。</p>	A
	<p>-1- 大腸がん検診・肺がん検診・子宮頸がん検診 大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸(けい)がん検診は、対象年齢や検査方法等の実施内容については、指針に沿った検診を実施できているため、指針に変更等がない限りは今後も現状の実施方法を維持していきます。</p>	<p>令和6年4月1日付けで指針の改正があり、子宮頸がん検診の検査方法にHPV検査の導入が明記された。区においても、令和8年度以降の導入を目指し、今後、実施方法等の議論を進めていく。</p>	A
	<p>-1- 視触診の実施【見直し】 国の指針の検査方法は、乳房エックス線検査（マンモグラフィ）が推奨されており、区の検診として実施している視触診は推奨されていません。また、視触診については、受診者に拒否されるケースがあることから、受診者の任意制にするなど、実施体制の見直しを図ります。</p>	<p>令和元年度から、受診者の任意制とし、マンモグラフィのみの受診でも乳がん検診として実施することとした。集団検診（検診車等）における視触診の廃止に伴い、令和5年度からは、個別検診（医療機関）においても医師会と協議のうえ、視触診を廃止した。</p>	A
	<p>-1- 乳腺の評価に関する通知の検討 区では、検診実施医療機関が実施している検診において、検診結果と併せて、高濃度乳房かどうかを含め、乳腺の評価についても受診者に通知しています。この通知の方法や内容について、国の動向を踏まえ、改めて検討し、受診者の不安を取り除くことに努めます。</p>	<p>これまで乳腺の評価については、受診結果に記載しているが、令和元年度以降は、「厚生労働省通知別添Q&A」から重要箇所を抜粋した通知を作成し、受診者に結果通知と併せて医療機関等から手渡しすることとしている。</p>	A
	<p>-1- 検査の有効性の検証 胃がんリスク検査は、胃がん対策を補完するため、2012（平成24）年度に導入しました。有効性が確認できるまでは、試行期間として対象者・定員を絞って実施することとしています。しかし、これまでの検査結果の分析・評価が十分ではないことから、有効性を判断し得る検証結果を算出するため、精度管理体制を一層強化する必要があります。そのうえで国の検診状況等の動向を踏まえ、区として検査の有効性が確認できた場合には、対象者を拡大し、本格的に検診を実施していきます。</p>	<p>区では、令和元年度から、胃がん検診としての内視鏡検査を導入し、安定的な検診体制を構築しつつある。また、今後は、個別勧奨の対象者を大幅に拡充することとしている。こうした胃がん対策の方向性を踏まえ、これまでの胃がんリスク検査の分析評価を進め、医師会と協議のうえ、事業の方向性を検討する。</p>	B
	<p>-1- 胃がん検診における胃内視鏡検査導入に伴う再整理【見直し】 国の指針の改正に伴い、胃がん検診に胃内視鏡検査が推奨されたことから、胃がん対策全体としての実施体制の再整理が必要となっています。今後、引き続き、胃がん検診との目的や役割の違いを踏まえ、区民にとって最適な事業推進の方向性を検討していきます。</p>	<p>【再掲】区では、令和元年度から、胃がん検診としての内視鏡検査を導入し、安定的な検診体制を構築しつつある。また、今後は、個別勧奨の対象者を大幅に拡充することとしている。こうした胃がん対策の方向性を踏まえ、これまでの胃がんリスク検査の分析評価を進め、医師会と協議のうえ、事業の方向性を検討する。</p>	B
	<p>-1- 前立腺がん検診【見直し】 国内外で様々な研究が行われているものの、今のところ死亡率の減少効果は確認されていません。そのため、厚生労働省の指針に定められている「科学的根拠に基づくがん検診」の中には含まれていないのが現状です。このことから、区独自で検診の有効性を検証、研究していく根拠は十分ではありませんが、長年の検診の成果として、区民の健康を支えてきた実績があります。これらの点を踏まえ、今後、がん検診としての実施方法等の見直しを図り、医師会と事業継続に向けた協議を進めていきます。</p>	<p>指針外の検診のため、今後も国や都の動向を踏まえ、医師会と協議のうえ、実施方法の見直しを検討する。</p>	C
	<p>-2- 検診実施機関に対する研修会・勉強会の実施【拡充】 検診実施機関に配布している区のがん検診マニュアルについて、各機関を対象に研修会や勉強会を定期的に開催し、区のがん検診マニュアルに記載している内容の理解をはじめ、検診における意識や技術の向上を図ります。</p>	<p>令和3年度、国立がん研究センターの先生を講師に招き、精度管理について、講義予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。令和6年度からは、区職員による検診事業の変更点や実施にあたっての注意点を中心とした説明会をオンラインで配信予定。期間を設け、各医療機関から視聴者の報告及びアンケートへの回答を求める。</p>	B
	<p>-2- 「がん検診実施状況調査」の実施【拡充】 区のがん検診マニュアルに沿った検診が実施できているかどうかを把握するため、定期的に各検診実施機関を対象とした検診の実施状況に関する調査を行います。このことにより、検診実施機関のがん検診に対する意識を高めるとともに、精度管理体制の充実を図ります。</p>	<p>令和3年度から、精度管理上、課題となっているテーマに基づき、調査を実施。調査内容及び結果については、がん検診精度管理部において共有し、課題解決の議論を進めた。</p>	A
	<p>-2- 検査医登録制度の導入【新規】 区のがん検診マニュアルに基づく検査医（読影医）の要件を満たしていることを確認するため、検診実施機関に、定期的に実際に検診を担当する医師を届け出てもらい、実施体制の把握に努めます。</p>	<p>胃がん検診の胃内視鏡検査において、令和元年度以降、検査医として登録してもらい、「胃内視鏡検査運営委員会」において、資格要件及び医師名を記載してある名簿を作成し、管理している。今後、他のがん検診においても検査医登録制度を拡充し、名簿を管理し、精度管理の向上に努める。</p>	A
	<p>-2- がん検診精度管理部への有識者招聘【拡充】 がん対策推進会議の専門部会であるがん検診精度管理部において、学識経験者等の有識者の意見を取り入れることにより、新たな視点から区のがん検診を分析し、精度管理の向上を図ります。</p>	<p>区独自の施策展開の方向性の検討を優先的に進め、他自治体等の成功事例等の導入を検討する際、事例に適した有識者から助言や提言を求めることを想定。現時点では、以上のような事例はないが、引き続き、必要に応じて有識者への出席を求めていく。</p>	C
	<p>-2- プロセス指標の分析による課題抽出【拡充】 プロセス指標データについて、以下のように詳細な分析を行い、目標値や許容値を達成できていない項目の精度管理上の問題点を明確化し、医師会と連携して対応策を検討します。</p>	<p>令和2年度以降、医療機関別のプロセス指標を算出し、要精検率や精検受診率及び精検未把握率が大幅に許容値を外れている医療機関に対しては、その結果を情報提供し、推測する要因と今後の改善策をフィードバックしてもらい、精度管理部において共有している。</p>	A
<p>-2- 検診実施機関に対するプロセス指標の情報提供【新規】 検診実施機関ごとのプロセス指標を算出し、許容値から大幅に外れている項目がある検診実施機関に対し、その結果を情報提供するとともに、改善を促します。</p>	<p>【再掲】令和2年度以降、医療機関別のプロセス指標を算出し、要精検率や精検受診率及び精検未把握率が大幅に許容値を外れている医療機関に対しては、その結果を情報提供し、推測する要因と今後の改善策をフィードバックしてもらい、精度管理部において共有している。</p>	A	
<p>-2- 精密検査結果報告様式の統一化【拡充】 精密検査実施機関から一次検診実施機関に対する報告書の様式を統一化することで、精密検査の結果を確実に依頼元の一次検診実施機関に報告するしくみを構築し、精密検査受診率及び精検結果未把握率を改善します。</p>	<p>令和2年度から、東京都の統一様式を活用するとともに、都が整備していないがん検診の様式については、区独自で作成。令和5年度現在は、都が全てのがん検診において統一様式を整備したため、各医療機関に配付し、様式の活用を推奨し、精密検査受診率の向上を促進している。</p>	A	
<p>-2- 大腸がん検診における検査体制の統一【新規】 大腸がん検診の便潜血検査（検便）の検査体制を統一するため、検査方法やカットオフ値（検査の陽性、陰性を分ける値）を見直し、検査結果のバラつきを解消します。また、検査キットを区が一括購入し、申込者へ事前送付し、区民の利便性の向上を図ります。</p>	<p>令和4年度以降、各実施医療機関の検査キットやカットオフ値の現状を把握し、検査体制の統一に向けた検討を進めているが、コスト面や検査体制等の課題を解決可能な実効性のある精度管理向上策の実現には至っていない。今後も、引き続き、他自治体の事例を参考に検討を進める。</p>	B	
<p>-3- 検診を受けやすい環境の整備【拡充】 土日・夜間に受診できる検診実施機関のほか、女性医師や女性スタッフが選べる検診実施機関を案内できる体制を整えます。</p>	<p>令和2年度から、実施医療機関の実施体制（土日・夜間・外国語対応）について、各がん検診の実施医療機関名簿に追記しているほか、子宮頸がん検診及び乳がん検診については、女性医師等の対応状況を専用コールセンターで案内できる旨の一文を記載している。</p>	A	
<p>-3- 継続受診を促す個別勧奨・再勧奨の実施 検診の受診に効果的である受診勧奨について、これまでの個別勧奨、再勧奨の結果を分析・検証し、対象の拡大や勧奨物の見直しなど、一度受診した方を継続受診者へ定着させるための勧奨方法を検討します。</p>	<p>個別勧奨及び再勧奨の分析結果に基づき、可能な限り、継続受診者に対し、受診プロセスの少ない受診券送付に重点を置いて、受診勧奨を行っている。一方で、高い効果が期待できる「全対象者への受診券等の送付」については、国が推進するシステム標準化に伴い、令和8年度以降の実現をめざし、医療資源やコスト等の課題整理のほか、具体的な実施方法の検討を進めている。</p>	A	
<p>-3- 検診の定員の確保 区が実施する各種がん検診の中には、医療資源が不足しているため、実施機関が少ない検診（肺がん検診・乳がん検診）や、定員を設けている検診（胃がん検診・肺がん検診）があります。これらの検診については、検診車や区外検診機関のさらなる活用等、効率的に医療資源を活用する施策を検討していきます。</p>	<p>胃がん検診及び肺がん検診の医療資源（キャパシティ）を把握したうえで、令和2年度以降、定員制を撤廃。引き続き、随時、各がん検診のキャパシティを確認しながら、区外検診機関や検診車の機会拡充を検討することとする。</p>	B	
<p>-3- 総合がん検診の導入の検討【拡充】 検診実施機関や医療機関と連携し、5がん（胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん）の検診が同日に受診可能な総合がん検診を導入します。</p>	<p>現在、区外検診機関において、子宮頸がん・乳がんのセット検診を実施しているが、今後、申込者が受診可能な健診及び検診を組み合わせることで一日に受診できる総合がん検診を導入する。実施にあたっては、健康診査及び5がん検診が受診可能な区内医療機関（同愛記念病院・賢人会病院等）と連携し、今後見込んでいる実施方法を前倒しし、試行的に受診券シールの運用を検討する。</p>	B	
<p>-3- 「がん対策アクション企業（仮称）」制度の創設【拡充】 区民のがん検診受診率向上に向けて、区民や従業員のがん検診受診勧奨（かんしょう）策をはじめとしたがん対策に積極的に取り組む企業等を「がん対策アクション企業（仮称）」として、区のがん対策事業において様々な連携を図っていきます。</p>	<p>すみだ健康経営支援事業と連携し、区内事業者や協会けんぽ等のがん検診の周知や受診勧奨を行う。</p>	B	
<p>-3- 企業等におけるがん検診の情報提供や受診勧奨の実施 国の「職場におけるがん検診に関するマニュアル」を踏まえ、保険者や事業者等の協力を得て、がんに関する普及啓発のほか、職場でがん検診を受診する機会がない従業員に対し、がん検診の情報提供や受診勧奨（かんしょう）を行うなど、さまざまな取組を検討します。</p>	<p>【再掲】すみだ健康経営支援事業と連携し、区内事業者や協会けんぽ等のがん検診の周知や受診勧奨を行う。</p>	B	

2 質の高いがん検診の実施

3 がん検診受診率の向上

分野別施策	取組・内容	取組状況	評価
児童・生徒・学生へのがん教育の推進	<p>- 「がん教育推進会議（仮称）」の設置【新規】 教育委員会や保健所の役割を整理した上で、教育機関（教育委員会・学校）やがん患者会、外部講師経験者、専門家（学識者・医師・歯科医師・薬剤師等）、PTA、保健所等で構成する「がん教育推進会議（仮称）」を設置し、事業の検証等を行うとともに、事業の方向性について検討していきます。</p>	<p>学識経験者、医師、教育機関、がん当事者、患者支援団体等によるがん教育推進会議を年2回実施し、授業内容や事業の方向性について検討を行っている。</p>	A
	<p>- がん教育事業の検証方法の確立【新規】 がん教育の今後の事業展開において、事業評価や分析等は大変重要です。児童・生徒や保護者、教員等に対するアンケート調査のデータを有効に活用し、事業評価・分析等を進めます。</p>	<p>実施校に対しアンケートを実施し、その結果をがん教育推進会議において確認し、方向性の検討に活用している。</p>	B
	<p>- 学校関係者等への研修の実施 がん教育を一定のレベルで実施できるよう、実際に授業を行う担任や体育科教員、養護教諭等を対象に研修を実施します。がんの予防及び検診の重要性や、区のがんの状況、がん教育の実施に当たり配慮すべきこと等について研修を行うことで、児童・生徒が安心して授業を受けられるよう体制を整えます。</p>	<p>集合による研修に代えて、がん教育パッケージと合わせて「がん教育の手引き」を作成し、がん教育に関わる教員が参照できるようにし、がんの状況やがん教育に当たり配慮すべきことなどについて共通の理解の醸成を図っている。手引きについても、がん教育推進会議において随時見直しを行っている。</p>	B
	<p>- 「がん教育パッケージ」の更新【拡充】 教育委員会、外部講師等と連携し、引き続き「がん教育パッケージ」を活用したがん教育を実施していきます。児童・生徒にがんに関する正しい知識を伝えるために、「がん教育パッケージ」を定期的に見直し、新しい情報に更新していきます。</p>	<p>毎年がん教育推進会議を通じてパッケージの見直しを行い、今日的な課題の追加や前年度の実施内容を踏まえた修正を行っている。</p>	A
	<p>- 外部講師を活用した効果的ながん教育の推進 がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深めるため、がん経験者や学校医、医療従事者等の外部講師を活用し、教員と十分な連携を図りながらがん教育を実施していきます。</p>	<p>多くの学校においてがん経験者が講義を行っているほか、医師も外部講師として参画し、がんに対する理解を深めている。</p>	A
	<p>- 児童・生徒の家族への働きかけの実施 がん教育を受ける児童・生徒の保護者に対し、がん教育の概要が記載されたリーフレットを配布することによって、家庭内でがんについて考える機会を創出し、保護者に対する健康教育につなげます。</p>	<p>毎年リーフレットを修正、配布し、児童・生徒のみならず保護者も含め家庭内でがんについて考える機会としている。</p>	A
	<p>- 地域住民への働きかけの実施 学校公開等を活用し、がん教育に対し、保護者を含む地域住民が参加しやすい機会を提供します。また、PTAや学校保健委員会との連携により、がん教育の取組を保護者や地域住民に向けて展開していきます。</p>	<p>がん教育推進会議における事業の振り返りや方向性についての議論を踏まえ、地域への働きかけについて、必要性や内容等の検討を行っている。</p>	C
	<p>- 高校生等へのがんに関する教育の支援【新規】 関係機関、関係団体、NPO法人、企業等と協力しながら、高校生等ががんに関する知識を得ることができる機会を提供します。</p>	<p>高校についても、実施状況を踏まえつつ区としての実施の必要性等について、検討を行っている。</p>	C
効果的ながんの普及啓発活動の推進	<p>- がん対策に特化したホームページの開設【新規】 区公式ホームページ内に、がん対策に特化した情報を掲載するポータルサイトを立ち上げます。生活習慣によるがん予防の重要性やがん検診の案内、地域のがん対策イベントや講演会等の紹介のほか、がんに関するさまざまな情報を一元化し、区民が必要な情報を得やすい体制を整えます。</p>	<p>区ホームページにおいて、「がんに関すること」の情報をまとめて掲載し、情報を発信している。一元化した情報発信については、継続的に検討する。</p>	B
	<p>- 外国人住民を対象とした情報発信【新規】 がんに関する普及啓発冊子やリーフレット等は、漢字が多く、専門的な日本語を使用している場合があるため、外国人住民の目線に立ち、がん検診の案内のような重要な情報については、英語版を作成するとともに、「やさしい日本語」を活用した情報発信を充実させます。</p>	<p>区役所や保健センターにおいて、外国人住民からの問い合わせに対してもわかりやすいよう説明を行っている。区ホームページ等における外国人向けの情報提供について、引き続き検討を行っている。</p>	B
	<p>- イベント等を活用した普及啓発活動 がんに関する普及啓発イベント「がん対策アクション&ピンクリボンinすみだ」のほか、区民が多く集まる機会を促して、がん予防、がん検診の重要性等、幅広く区民に啓発します。直接アプローチできる利点を生かし、体験型の普及啓発ブースを増やすなど、効果的な普及啓発を実施します。</p>	<p>9月下旬から10月上旬頃に毎年がん対策アクション&ピンクリボンinすみだを開催し、がんに関する普及啓発を行っているほか、ひきふね図書館における展示等を行っている。</p>	A
	<p>- 医療関係機関との連携による普及啓発活動の推進【拡充】 医科・歯科診療所や病院、薬局を利用する区民に、がん検診の案内やがんの予防に関するリーフレットを配布します。配布にあたっては、個別に声掛けしてもらうなど、医師会や歯科医師会、薬剤師会と連携し、効果が高い配布方法を検討します。</p>	<p>医療機関が実施するイベントと連携した普及啓発を行っているほか、医療機関を通じたがん普及啓発イベントの周知や歯科医療機関を通じたたばこ（喫煙）と口腔がんのリスクに関する普及啓発など、医療関係機関との連携による普及啓発活動を行っている。</p>	A
	<p>- 地域コミュニティを生かした普及啓発活動の推進 身近な地域の情報伝達手段である町会・自治会の回覧板等を活用し、がん予防、がん検診についての情報提供を引き続き実施します。また、地域と保健所のパイプ役である保健衛生協力員や地域の身近な相談役である民生委員等と協力し、区民へがん検診の受診の呼びかけやがんに関する普及啓発を実施します。</p>	<p>【再掲】町会・自治会に対し、がん検診の重要性を周知する内容を掲載した「保健所だより」を発行し、回覧してもらっているほか、掲示板にがん検診ポスターを掲示するなど、幅広い普及啓発に努めている。</p>	A
	<p>- 職域と連携した普及啓発 職域が加盟している健康保険組合等と連携をしたがん予防、がん検診、がん治療等について効果的な普及啓発を実施していきます。</p>	<p>【再掲】すみだ健康経営支援事業と連携し、区内事業者や協会けんぽ等ががん検診の周知や受診勧奨を行う。</p>	B
	<p>- 区内中小企業への普及啓発 区内中小企業が加盟している協会や組合の会報や講習会等を利用して、がん予防、がん検診、がん治療等についての情報を積極的に発信していきます。また、区内企業等のがんに関する取組事例を区ホームページで紹介するなど、区内企業のPRにもつながる仕組みを検討します。</p>	<p>【再掲】すみだ健康経営支援事業と連携し、区内事業者や協会けんぽ等ががん検診の周知や受診勧奨を行う。</p>	B

分野別施策	取組・内容	取組状況	評価	
がんに関する情報提供の推進	1 がんの相談・支援・情報提供の体制づくりの充実	-1- がん相談窓口の設置【新規】 がんと診断された時、様々な不安や悩みを抱えます。地域特性に合ったがんに関する情報提供を集約し、がん患者やその家族ががんになっても悩みを身近で相談できる窓口を設置します。	区役所窓口や保健センターにおいて、がんに関する相談に対し情報提供等を行っており、適宜がん相談支援センターの紹介を行っている。新たな窓口の設置については、実施体制について引き続き検討する。	B
		-1- がん患者支援に関する専用ホームページの整備【新規】 がんに関する様々な情報を一元化し、がん患者やその家族が必要な情報を得ようとした時に、自分に合った情報が確実に入手できるようにします。	区ホームページにおいて、「がんに関すること」の情報をまとめて掲載し、情報を発信している。一元化した情報発信については、継続的に検討する。	B
		-1- がん相談支援センター・医療相談窓口との連携【拡充】 区の地域特性を踏まえた、がん患者やその家族の支援に関する情報を、がん相談支援センターや区内の病院の医療相談窓口へ提供し、がんに関する相談を受けた際活用してもらうよう情報共有を図ります。	がん相談支援センターである医療機関と連携し、区及び医療機関が実施するがん対策普及啓発イベントにおいて、情報提供を図っている。	A
		-1- がん経験者による「がん総合相談」の実施 がん患者支援団体との協働により、がんに関する普及啓発イベントの場などを活用して、がん経験者による相談会を実施します。	がん患者支援団体等が実施する事業や、がん対策アクション&ピンクリボンすみだにおいて、団体と協働して、相談の場を設けている。	A
		-1- 医療・福祉関係職への情報提供 患者を支える医療職、介護職へ正しい情報提供を行うことで、がん患者やその家族に情報が行きわたるようにします。	がん対策アクション&ピンクリボンすみだ等の普及啓発機会や、在宅緩和ケア事業における専門職と協働した講演・研修の実施により、医療職、介護職へ情報提供を行っている。	A
		-1- 保健・福祉部門の体制強化 区民の身近な相談窓口である保健センターや高齢者支援総合センター（地域包括支援センター）などが持つ、がんに関する情報を充実させ、がん患者やその家族につなげます。	がんに関する事業、がん対策普及啓発イベントについて、保健センター、高齢者支援総合センター（地域包括支援センター）に対しても情報提供を行っている。さらなる連携と情報の充実が必要である。	B
		-1- 医療・福祉関係者への研修の実施 区民の身近な相談窓口となる医療・福祉関係者に対し、がん患者の理解や療養支援について学ぶための研修会を実施し、相談体制の強化を図ります。	在宅緩和ケア事業における専門職と協働した講演・研修の実施を通じ、相談体制の強化を図っている。	A
		-1- がん治療における口腔ケアの必要性の普及啓発【新規】 口腔ケアを行うことは、P93のとおり、がん治療を早期に行えることにもつながるため、その効果に期待が持たれます。歯科医師と協力して、がん治療における口腔ケアの大切さを認識してもらうため、歯科のイベント等で普及啓発を行います。	がん治療における口腔ケアの大切さを周知するため、歯科医師会と協力し、がん対策アクション&ピンクリボンすみだや歯科のイベント等において、普及啓発を行っている。	B
		-1- 保健衛生協力員、民生委員との協働による普及啓発 地域と保健所のパイプ役である保健衛生協力員や地域の身近な相談役である民生委員との協働により、情報を得にくい地域住民への支援等を協働で行っていきます。	【再掲】町会・自治会に対し、がん検診の重要性を周知する内容を掲載した「保健所だより」を発行し、回収してもらっているほか、掲示板にがん検診ポスターを掲示するなど、幅広い普及啓発に努めている。	A
		-1- NPO法人・企業との協働による普及啓発 がんになっても現在の仕事や生活を変えずに継続できるよう、がんに関する知識の普及や職場の環境づくりを支援します。	がんの当事者支援を行うNPO法人や企業と連携し、がん対策アクション&ピンクリボンすみだやひききふね図書館、医療機関が主催するがんの普及啓発イベントの際に、パネル展示やパンフレット配布等を通じ普及啓発を行っている。	A
	2 患者会・患者支援団体との連携	-2- 患者会・患者支援団体の取組の紹介 がん患者やその家族が、身近で安心して利用できるがん患者会・がん患者支援団体の取組を、がんに関する区ホームページやリーフレット等で紹介します。	がんの当事者支援を行うNPO法人や企業と連携し、がん対策アクション&ピンクリボンすみだやひききふね図書館、医療機関が主催するがんの普及啓発イベントにおいて、がん患者支援団体等の取り組みの紹介についても実施している。	A
		-2- 患者会・患者支援団体への支援 区が連携するがん患者会・がん患者支援団体が実施する普及啓発活動等への共催や後援を行うほか、PR活動に協力します。	患者会・患者支援団体が実施する普及啓発等の事業を後援するなどして、連携して活動の支援を行っている。	A
		-2- 患者会・患者支援団体との連携強化 区が連携するがん患者会・がん患者支援団体と区との情報交換会を開催し、それを踏まえて連携を強化します。	がん対策アクション&ピンクリボンすみだ等の機会を通じ、複数の団体と連携しており、必要に応じ相互の情報交換を図っている。	B
		-2- 患者会・患者支援団体の遺族ケアの支援【拡充】 区が連携するがん患者会・がん患者支援団体が実施している遺族ケアを支援していきます。	患者会・患者支援団体等が行う遺族ケアについて、事業やイベントの支援を通じ支援していく。	B
		- 緩和ケアに関する普及啓発 がんと診断された時からの緩和ケアについて、イベントや講演会、リーフレット等の活用により区民へ普及啓発を行います。	がん対策アクション&ピンクリボンすみだ等普及啓発イベントや、在宅緩和ケア事業として実施する講演会、相談会を通じ、緩和ケアに関する正しい理解についての普及啓発を行っている。	A
		- がん地域医療連携体制の強化 在宅医療・介護連携推進協議会を中心に、在宅医療連携体制と、がん地域医療連携体制を強化します。	在宅医療・介護連携推進協議会において、がん患者を含めた医療と介護の両方のニーズを持つ人への一体的な支援体制構築に向けた検討が行われているため、所管課と連携しながら引き続き連携体制の検討を行っている。	B
		- がん地域医療連携体制に関する情報提供 墨田区におけるがん地域医療連携体制に関する情報を整備し、区ホームページやリーフレットを提供します。	関係所管において、リーフレットやホームページによるがんを含む医療と介護の多職種による在宅療養についての情報を行っている。がんに特化した地域医療連携体制に関する情報集約については、継続的に検討する。	B
		- 地域医療連携に関する普及啓発 在宅療養生活や地域医療連携について、広く区民に対し普及啓発を実施します。	関係所管において、リーフレットやホームページによるがんを含む医療と介護の多職種による在宅療養についての情報を行っているため、がんに関する普及啓発についても連携し実施方法を検討していく。	B
がんと診断された時からの切れ目ない緩和ケアの提供	- かかりつけ制度の推進 区民が普段から健康管理に努め、いざというときに相談ができる体制として、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局制度を活用できるよう、普及啓発を実施します。	がん対策アクション&ピンクリボンすみだ等の普及啓発の機会や在宅緩和ケア事業による講演会等を通じ、かかりつけ制度の推進に関する普及啓発を行っている。	A	
	- ケアマネジャー等への研修の実施【拡充】 ケアマネジャー等の医療的な視点の強化とアセスメント（患者を理解し、問題点を抽出する過程）技術等の向上をめざし、遺族ケアも含めた研修を実施します。	在宅緩和ケア事業において、ケアマネジャー等の専門職への研修を行っている。アセスメント力の向上などケアマネジメントに特化した研修については、関係課とも連携し検討していく。	B	
	- 在宅緩和ケアを担う人材の育成 在宅緩和ケアの関係者が、在宅緩和ケアの特徴を理解し、患者・家族に寄り添う支援を提供するための研修等を実施します。	在宅緩和ケア事業において、多職種を対象とし、在宅緩和ケアに関する研修を行っている。	A	
	- レスパイト等に関する普及啓発 在宅緩和ケアの場合、通常のショートステイや一時入院が利用できないことが多いため、利用できる施設や制度に関する普及啓発を行います。	在宅緩和ケア事業における講演会や相談会の中で、レスパイト等に関する普及啓発についても実施していく。	B	
	- 在宅緩和ケア連携システムの推進 在宅緩和ケアチーム間のスムーズな連絡調整を図るためのシステム等を構築し、チームのコーディネーターを育成するための研修等を実施します。	がん相談支援センター等関係医療機関と連携し、在宅緩和ケア事業を通じて、在宅緩和ケアに関わる多職種に向けた研修を行っている。	B	
	- 在宅療養における口腔ケア支援体制の推進 在宅緩和ケアにおける口腔ケア支援体制の充実について、医師会・歯科医師会との連携により推進します。	必要とする方からの相談、申し込みにより、「在宅高齢者訪問歯科診療」等において口腔ケアが提供されている。今後も、医師会・歯科医師会との連携し、周知していく。	B	
	- 在宅緩和ケアにおける薬剤供給体制の構築 通院によるがん治療が増えたことにより、抗がん剤等の管理もがん患者やその家族が行うことが多くなりました。そのため、抗がん剤や痛み止め等を安全に使用するためのがん患者やその家族への支援体制について、薬剤師会と連携して構築してまいります。	薬剤師会や関係団体と連携し、実施内容等について、検討を行っていく。	C	
	- グリーフケア（遺族ケア）の研修の実施【拡充】 がん患者が亡くなった後は、緩和ケアチームの関わりが終了してしまうため、残された家族へのケアが十分に行き届かなくなることがあります。グリーフケア（遺族ケア）について、医療・介護関係者、ボランティア等への研修を実施することにより、グリーフケアの体制を強化してまいります。	グリーフケアについて区ホームページで周知を行うとともに、職員研修を実施している。患者会・患者支援団体や、がん相談支援センター等と連携し、体制強化に向けて必要な取り組みについて検討していく。	B	
	ライフステージに応じたがん対策	- がんに関する情報の普及啓発【新規】 がんに関する様々な情報を集約し、成人に比べて患者数が少ない小児・AYA世代のがん患者の相談や働く世代が抱える治療と仕事の両立等、がん患者が困った時の相談窓口の普及啓発を行います。	がん普及啓発イベントやホームページ等により、AYA世代のがん患者に向けた情報の提供を行っている。	B
		- 小児・AYA世代の相談支援【新規】 小児・AYA世代のがん患者は、成人に比べて患者数が少なく、治療を行う医療機関や相談できる場所も限られています。ライフステージにおける進学・就職・結婚・出産等様々な悩みを抱えているため、悩みに応じた適切な相談機関等につながるよう支援します。	小児・AYA世代に特化した相談支援について、ニーズをとらえた実施体制について検討を行っていく。また、がんの治療に伴う外見の変化をカバーするための補装具の購入等について補助を行い、AYA世代を含むがん患者の社会参加を支援している。	B
- 企業や事業所等との連携強化【新規】 治療と仕事の両立ができるよう、がん患者やその家族に両立支援の窓口を紹介し、企業や事業所等における就業の継続が図られる環境づくりの促進を支援します。		実施体制等について、継続的に検討を行っていく。	C	
- 企業や事業所等におけるがんに関する正しい知識の普及啓発【新規】 がんになってもがんを早期に発見し、適切な治療を行えば、治療しながら働くことは可能であること等、企業や事業所と協働でがんに関する正しい知識の普及啓発を進めます。		がん対策アクション&ピンクリボンすみだ等普及啓発の機会をとらえて、企業・事業所向けの情報発信を行っている。企業や事業所に対するさらなる情報提供について、実施方法を検討していく。	B	
- がん患者を支える医療・介護の連携の推進【拡充】 高齢者の自立支援を目的とした地域包括ケアシステムはがん患者を支えるシステムとしては適合しない部分もあるため、がん患者を支えるための医療と介護の連携体制の構築を関係者と検討しながら進めます。		関係所管において実施している在宅医療・介護連携推進事業と連携しつつ、がん患者を支えるための連携体制構築を継続的に検討していく。	C	
- 高齢のがん患者の意思決定の支援【新規】 区民一人ひとりに元気な時から、がんの治療法等の意思決定について考えることが必要であることを認識してもらうため、講演会等を開催し普及啓発を行ってまいります。		関係所管において行われている専門職向けの意思決定支援にかかわる研修等と連携しつつ、がん普及啓発イベントや在宅緩和ケア事業において意思決定支援に関する普及啓発を行っていく。	B	